

2023
3月
No.660

森
広報

かみきたやま



■ 主な内容

村職員給与・定員管理等の公表……………	P 2～5
令和5年3月定例村議会……………	P 6～8
村の出来事……………	P 8
令和6年歌会始のお題及び 詠進歌の詠進要領について……………	P 9

お知らせ……………	P 10
マイナンバーカードに関する窓口 (平日夜間・休日)のご案内……………	P 11
年金だより・奈良県医師会健康情報……………	P 12
保健師だより……………	P 13
遺言の日・憲法週間無料法律相談……………	P 14

みつまと桜

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

上北山村職員の給与などの概要を公表します

上北山村職員の給与・定員管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1. 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年度末)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参 考) 令和2年度の人件費率
3年度	468人	1,560,041千円	260,850千円	399,651千円	25.6%	19.8%

(注)人件費には、特別職及び会計年度任用職員に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
3年度	42人	141,439千円	24,745千円	53,589千円	219,773千円	5,232千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

平成29年度	91.7	(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 参考値は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。
令和4年度	92.5	

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

■一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均給与月額 (国ベース)
上北山村	38.3歳	268,400円	317,559円	293,292円

■技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均給与月額 (国ベース)
上北山村	—	—	—	—

(注) 1. 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		上北山村	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円
区 分		上北山村	国
技能労務職	高校卒	147,900円	—
	中学卒	139,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数		
		20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
一 般 行政職	大学卒	—	364,200円	—
	高校卒	—	343,300円	—
区 分		経 験 年 数		
技 能 労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(注) 個人が特定されるものについては公表しません。(2人以下の項目)

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主 技 師	主 査	主 次 局 幹 長 長	課 務 長 事 務 長 次 長 長	
職 員 数	11人	10人	5人	7人	6人	39人
令和4年の構成比	28.2%	25.6%	12.8%	18.0%	15.4%	100%
1年前の構成比	30.0%	27.5%	5.0%	22.5%	15.0%	100%
5年前の構成比	20.0%	20.0%	20.0%	25.7%	14.3%	100%

(注) 1. 上北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上 北 山 村		国	
1人当たり平均支給額 (令和3年度)	1,145千円	-	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分	勤勉手当 1.9月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.4月分	勤勉手当 1.9月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

上 北 山 村			国		
(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年	(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年
勤続20年 19.669500月分	24.586875月分	28.039500月分	勤続20年 19.669500月分	24.586875月分	28.039500月分
勤続25年 28.039500月分	33.270750月分	勤続35年 39.757500月分	勤続25年 28.039500月分	33.270750月分	39.757500月分
勤続35年 39.757500月分	47.709000月分	最高限度額 47.709000月分	勤続35年 39.757500月分	47.709000月分	最高限度額 47.709000月分
最高限度額 47.709000月分	47.709000月分	その他の加算措置	最高限度額 47.709000月分	47.709000月分	その他の加算措置
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	18,739千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度及び令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (令和元年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)	0%
手当の種類 (手当数)	1
代表的な手当の名称	伝染病防疫作業手当

(4) 時間外勤務手当

	令和3年度	令和2年度
支給実績	5,084千円	4,392千円
職員1人当たり平均支給年額	154千円	137千円

(5) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・扶養親族(配偶者除く) 1人につき 10,000円 配偶者がいない場合の1人目の子については 10,000円 ・扶養親族(父母等) 1人につき 6,500円 配偶者及び扶養親族たる子がいな場合の1人目については9,000円 ※満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同 じ	—	3,334千円	175,473円
住居手当	借家・借間の職員 (最高支給限度額 27,000円) ・月額23,000円以下の家賃 (家賃額-12,000円) ・月額23,000円を超える家賃 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円)	同 じ	—	3,008千円	231,415円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等使用職員 2 km以上距離に応じて支給 1,600円～25,280円 ・交通機関を利用する職員 最高支給限度額 55,000円 	異なる	20%減額	4,550千円	108,336円
管理職手当	管理監督の職にある管理職の職員に支給 ・課長級 46,100円 ・主幹級 31,200円	異なる	支給額	7,017千円	438,568円
宿日直手当	1回 4,400円	同 じ	—	2,142千円	63,023円

5. 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	660,000円		
	副 村 長	580,000円		
	教 育 長	510,000円		
報 酬	議 長	200,000円		
	副 議 長	170,000円		
	議 員	160,000円		
期 末 手 当	村 長	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
	副 村 長	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職年数×520/100	1,373万円	任期毎
	教 育 長	給料月額×在職年数×330/100	766万円	任期毎
		給料月額×在職年数×240/100	490万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6. 職員数の状況

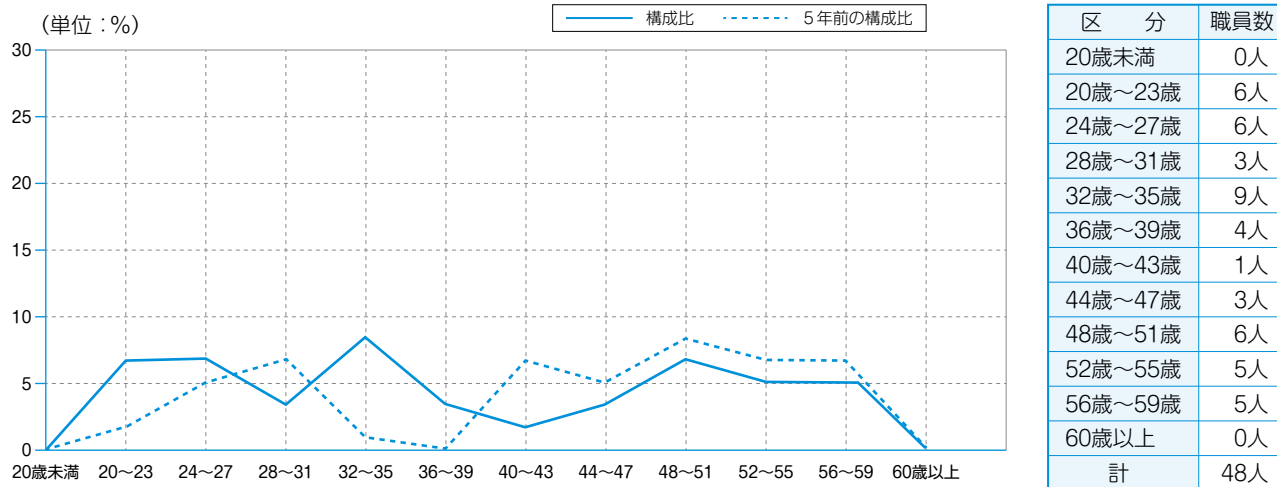
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
		令和3年	令和4年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	機構改革に伴う増	
		総 務	11	15	4		
		税 務	1	1	0		
		農 水	3	3	0		
		商 工	12	6	▲6		機構改革に伴う減
		土 木	3	3	0		
		民 生	3	4	1		
		衛 生	2	2	0		
	計	36	35	▲1			
	教 育 部 門	5	5	0			
消 防 部 門	0	0	0				
小 計	41	40	▲1				
公営企業等会計部門	そ の 他	6	8	2	機構改革に伴う増		
	小 計	6	8	2			
合 計		47 [65]	48 [65]	1			

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。
2. [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	29年	31	31	35	35	36	35	4 (12.9)
	教 育	6	4	5	5	5	5	▲1 (▲16.6)
	消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普 通 会 計 計		37	35	40	40	41	40	3 (8.1)
公 営 企 業 等 会 計 計		7	6	6	6	6	8	1 (14.2)
総 合 計		44	41	46	46	47	48	4 (9.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

令和5年

3月 定例村議会



令和5年第1回定例村議会が、3月8日に開会し、報告2件、議案32件が審議・審査され、上程された報告及び議案はすべて原案どおり承認・可決されました。審議・審査された報告・議案は下記のとおりです。なお、一般質問や令和5年度予算概要は4月号に掲載します。

報告

① 例月出納検査の結果報告について
 令和4年12月から令和5年2月までの例月出納検査の結果報告です。

専決処分事項の報告

① 令和4年度上北山村一般会計補正予算(第10号)
 ※2,813万1千円の増額
 県知事及び県議会議員選挙関係費151万1千円の増及び林道二又々経ヶ峯線災害復旧事業費2,662万円の増等に併せて補正です。

議案

① 上北山村過疎地域持続的発展計画の変更について
 簡易水道会計システム等整備事業及び土砂災害ハザードマップ作成事業の追加に伴う変更です。

② 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 西原ふるさとふれあい会館の事業費増額に伴う変更です。

③ 上北山村個人情報保護法施行条例の制定について
 個人情報保護法の改正に伴い、現条例を廃止し新たに、1,000人以上の個人情報ファイルを保有しようとする場合に村が国の個人情報保護委員会に通知を行うための村長への通知、開示請求に係る手数料について無料とすること及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問の規定等を定めた条例を制定するものです。

④ 上北山村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
 上北山村個人情報保護法施行条例、上北山村議会の個人情報保護に関する条例及び上北山村情報公開条例に規定されている審査会を規定する条例を制定するものです。

⑤ 上北山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
 個人情報保護法の改正に伴い、議会における個人情報の適切な取り扱いを定めた条例を制定するものです。

山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の増額改正を行うものです。

⑦ 職員の定年等に関する条例の一部改正について
 国家公務員法の改正に伴い、定年年齢を65歳に段階的に引上げ、61歳を迎える年度からは60歳到達時の棒給月額7割での支給及び定年前再任用短時間勤務の導入等を定める改正です。

⑧ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 職員の定年等に関する条例の改正に伴い、管理監督職務上限年齢(60歳)による降任のための降格や、懲戒処分に関する改正、職員の再任用に関する条例の廃止等を制定するものです。

⑨ 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
 高齢職員が加齢による身

⑥ 上北山村議会議員及び上北

です。

高年齢職員が加齢による身

体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合において、公務の運営に支障がない場合に限り、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することができるとする改正です。

増額支給できるようにする改正です。

⑬ 上北山村立小規模保育所設置条例の一部改正について

やまゆり保育園の所在地を河合564番地の2に、園児の定員数を19名に増加する改正です。

部自己負担額を廃止し、自己負担分を無償とする改正です。

⑭ 上北山村国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本村においても出産育児一時金の支給額を引き上げる改正です。

⑮ 令和4年度上北山村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

※521万4千円の減額
簡易水道会計システム等共同整備業務負担金の減額等に伴う補正です。

⑯ 令和4年度上北山村一般会計補正予算(第11号)

※2,744万2千円の増額
総務費では、財政調整基金積立金の増額及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の返還金等に伴う、192万9千円の増額、民生費では、特別会計繰出金の減額、保育園新設工事費の増額等による660万6千円の減額、農林水産商工費では、森林環境譲与税事業の減額、ナメコ谷治山事業の減額、地域活性化イベント実行委員会補助金の減額等による2,819万5千円の減額、土木費では、橋梁定期点検委託料の減額、林道災害防除工事の減額等による582万1千円の減額、消防費では、消防道用土地購入費の減額等による235万5千円の減額、教育費では、コインランドリー設置工事の減額、育英資金貸付金の減額等による224万1千円の減額等による補正です。

⑩ 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の通勤手当について、2割を減じて8割支給となっている条文を10割支給にものとす改正です。

⑰ 上北山村国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険の県単位化に伴う国民健康保険税率の改正、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、及び低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の引き上げに係る改正です。

⑱ 令和4年度上北山村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)

※425万3千円の減額
人件費の減額等に係る補正です。

⑳ 令和4年度上北山村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

※27万5千円の増額
国保連合会事務委託料の増額に伴う補正です。

㉑ 令和5年度上北山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

※18万2千円の減額
介護保険フ nostopサービス対応作業委託料の減額等に伴う補正です。

⑪ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当について文言の修正を行い、また、災害や緊急時での迅速な対応が可能な村内の住民票所在地より通勤している職員に対し、防災に関わる業務に従事する職員として特殊勤務手当を新たに創設する改正です。

㉒ 令和4年度上北山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

※予算総額は補正前と変わりなし
県補助金の増額に伴う財

㉓ 令和5年度上北山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

※1,244万1千円の増額
簡易水道会計システム等共同整備業務負担金の減額等に伴う補正です。

⑫ 職員等の旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員に随行した職員の旅費について、当該特別職員の職員に支給する旅費の額の範囲内において

⑭ 上北山村子ども医療費助成条例の一部改正について

令和5年8月1日より助成対象となる子どもの上限年齢を18歳に達する最初の3月31日までに引き上げ、子どもに係る医療保険の一

⑮ 上北山村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の処遇を国の基準に合わせるため、消防団員の年額報酬について令和

⑯ 令和5年度上北山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

※1,244万1千円の増額
簡易水道会計システム等共同整備業務負担金の減額等に伴う補正です。

⑰ 令和5年度上北山村国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険の県単位化に伴う国民健康保険税率の改正、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、及び低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の引き上げに係る改正です。

⑬ 上北山村立小規模保育所設置条例の一部改正について

やまゆり保育園の所在地を河合564番地の2に、園児の定員数を19名に増加する改正です。

⑭ 上北山村国民健康保険条例の一部改正について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本村においても出産育児一時金の支給額を引き上げる改正です。

⑱ 令和4年度上北山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

※予算総額は補正前と変わりなし
県補助金の増額に伴う財

㉑ 令和5年度上北山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

※1,244万1千円の増額
簡易水道会計システム等共同整備業務負担金の減額等に伴う補正です。

㉒ 令和5年度上北山村国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険の県単位化に伴う国民健康保険税率の改正、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、及び低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の引き上げに係る改正です。

道事業特別会計予算

【予算額】

1億2,155万2千円

②7 令和5年度上北山村国民健康保険特別会計予算

【予算額】

7,430万9千円

②8 令和5年度上北山村国民健康保険診療所特別会計予算

【予算額】

9,166万5千円

②9 令和5年度上北山村介護保険特別会計予算

【予算額】

1億534万9千円

③0 令和5年度上北山村後期高齢者医療特別会計予算

【予算額】

1,843万8千円

③1 令和5年度上北山村一般会計予算

【予算額】

17億4,129万6千円

③2 工事請負契約の変更について

やまゆり保育園の新築工事の契約金額を変更するものです。

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました。

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付ができるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ

「領収（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを、決済アプリで読み取ることによって、電子（キャッシュレス）決済できます。

留意点

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）は決済アプリに対応していません。

対象の決済アプリ

・ auPAY ・ d払い® ・ PayB(※) ・ PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

納付方法

- ①アプリを起動
- ②バーコードを読取
- ③決済内容を確認
- ④パスワードを入力
- ⑤決済完了

掲載記事の訂正とお詫び

令和5年2月号6ページについて、奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙の日付4月9日（日）を誤って4月9月（日）と掲載しておりました。

訂正してお詫び申し上げます。

令和6年歌会始のお題及び 詠進歌の詠進要領



1. 令和6年歌会始のお題

「和」と定められました。

(注) お題は「和」ですが、歌に詠む場合は「和」の文字が読み込まれていればよく、「平和」、「調和」、「和服」のような熟語にしても、また、「和らぐ」、「和む」のよう訓読しても差し支えありません。

2. 詠進歌の詠進要領

- (1) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- (2) 様式は半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。
 - ※無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合にはなるべく元の職業を書いてください)。
 - ※主婦の場合は、「主婦」と書いても差し支えありません。
- (3) 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。
- (4) 病気または、身体障害のため毛筆にて自書できない場合は下記によることができます。

- ・代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
- ・本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。これらの機器を使用した理由を別紙にかいて詠進歌に添えてください。
- ・視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

書式図(横長)

職 業 性 別 生 年 月 日 氏 名 ふ り が な 電 話 番 号 住 所 (山折り)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	お 題 「 和 」
---	--	--	-----------------------

3. 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

- (1) お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
- (2) 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
- (3) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
- (4) 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- (5) 2(4)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- (6) 住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

4. 詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

5. 郵便の宛先

「〒110-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

6. その他

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ (<https://www.kunaicho.go.jp/>)をご参照ください。

【自衛官募集のお知らせ】

【一般幹部候補生】

■応募資格

22歳以上26歳未満(20歳以上22歳未満のものは大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含))は28歳未満の者)

■受付

※令和6年4月1日現在
令和5年4月14日(金)締切

■試験

1次試験…筆記試験
令和5年4月22日(土)、23日(日)
※4月23日は海・空飛行要員のみ
2次試験…小論文試験、口述試験、身体検査
2次試験は、1次合格時に通知します。

【二曹候補生】

■応募資格

18歳以上33歳未満
※採用予定月の末日現在

■受付

令和5年5月19日(金)締切

■試験

1次試験…筆記試験、適性検査
令和5年5月19日(金)～28日(日)の指定する1日
2次試験…身体検査、口述試験
令和5年6月17日(土)～7月2日(日)の指定する1日



【自衛官候補生】

■応募資格

18歳以上33歳未満
※採用予定月の末日現在

■受付

随時受付中

■試験

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査
※筆記試験、適性検査はWEB試験を予定

■問合せ

自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所
TEL 0747-122-3789

奈良県立大淀養護学校
保護者説明会・体験学習

本校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、説明会等を次のとおり行います。

〈小学部〉

■対象

令和6年4月に小学生となる知的障害のある児童の保護者

■日時

①就学説明会
5月12日(金)
午前10時～11時30分
5月16日(火)
午前10時～11時30分

〈中学部〉

■対象

知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

■日時

①第一回体験学習
6月12日(月)～7月6日(木)
午前10時30分～12時

【教育相談】

お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申し込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

【問い合わせ先】

奈良県立大淀養護学校
吉野郡大淀町下淵414-1
TEL: 0747-152-7655
Mail: yodoyougo@nps.ed.jp

【ホームページ掲載先】

奈良県立大淀養護学校(保護者・地域の方へ)

奈良県労働委員会委員による
労働相談会を毎月実施します!

経験豊富な奈良県労働委員会の委員が、公正・中立な立場で、解雇や賃金問題、パワハラなど労働に関するトラブルの相談(募集や採用の相談は除く)に応じます。

県内在住又は在勤の労働者と、県内

に事業所のある事業主が対象。一人30分程度。

※労働委員会の委員

公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員)、使用者委員(企業役員等)が三者一組となつて相談に応じます。

労働に関するトラブルの例

- ・突然解雇された
- ・給料や残業代が支払われなかった
- ・労働条件の不利益変更を受けた
- ・パワハラ・セクハラを受けた
- ・配転命令を出したが拒否された
- ・社員から高額な退職金を要求されたなど

■日時

原則として毎月第2木曜日
午後3時～4時
※4月は13日(木)に実施します。

■場所

奈良県奈良総合庁舎2階会議室
(奈良市法蓮町757)

■費用

無料

■申込み

前々日の午後2時までに要予約
詳細は左記へお問合せください。
奈良県労働委員会事務局
TEL: 0742-120-4431
FAX: 0742-123-3560
HP: www.pref.nara.jp/1704.htm

村の
電話帳 

役場(代表) 2-0001
 総務課 2-0001
 企画政策課 2-0002
 建設課 2-0003
 住民課 3-0223
 出納室 9-0207
 議会事務局 9-0703

ワースリビングかみきた
 診療所 2-0016
 (休日及び午後5時15分以降は、役場に転送されます。)

保健福祉課 3-0380
 社会福祉協議会
 2-0129

教育委員会 2-0066

上北山やまゆり学園
 2-0027

やまゆり保育園
 2-0230

村民総合会館 3-0330

白川公民館 3-0120

ふるさとふれあい会館
 3-0218

一般社団法人
 ツーリズムかみきた 2-0102

上下北山衛生センター
 し尿 5-2227
 ゴミ 5-2251

吉野警察署河合駐在所
 2-0005
 吉野消防署北山分署
 5-2450

吉野土木事務所
 工務第二課 2-0098

関西電力(株)高田営業所
 0800-777-8051

火災時の通報

119通報(消防署)
 と同時に、役場にも必ず通報してください。

マイナンバーカードに関する窓口
 (平日夜間・休日)のご案内

下記の日程におきまして、ご予約いただいた方を対象にマイナンバーカードに関する窓口(平日夜間・休日)を開設いたします。窓口の利用を希望される方は、**必ずご予約ください**。お仕事などで昼間来庁することが難しい方は、この機会にご利用ください。



【開庁日時】

- ・平日夜間窓口 17時15分～19時00分
 4月11日(火)、4月25日(火)
- ・休日窓口 9時00分～12時00分
 4月15日(土)



【予約締切日時】

- ・平日夜間窓口 開設日前日の17時15分
- ・休日窓口 4月14日(金)17時15分

【対象の手続き】

- ・マイナンバーカードの申請、受け取り
 ※申請全般のサポートと写真撮影(無料)も行っております。
- ・電子証明書に関すること(暗証番号の初期化、再設定など)

※証明書類の発行や料金の支払いなど、マイナンバーカード以外に関するお手続きはご利用いただけませんのでご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。
 住民課マイナンバーカード係 TEL: 3-0223

令和5年3月は

「労働条件の明示・確認月間」です!

【書面でキッチリ見て確認】

労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

本月間についてのお問い合わせは、
 奈良労働局 労働基準部 監督課まで

TEL: 0742-32-0204





年金だより

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります。

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、お住まいの市区役所・町役場の国民年金担当窓口でお早目に手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です。

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号保険者（又は第3号保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早目に手続きをお願いします。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

花粉症

今（2月10日現在）もまだ新型コロナウイルス感染症、インフルエンザウイルス感染症などが蔓延し、その対策、治療に目が行きがちですが、今年もまた（スギ）花粉症の季節になりました。

日本気象協会によりますと、2023年春の花粉飛散開始は例年並の2月上旬からの見込みだそうです。ただ、飛散量は前年夏～冬にかけての天候が花芽の成長に好条件だったことや、昨春の飛散量が全国的に少なかったこともあり、2022年春と比べて2倍以上の飛散が予想される地域も多いそうで、万全な花粉対策が必要だそうです。

すでにご承知の方も多いかもしれませんが、主に使われる薬剤である抗アレルギー薬の内服などは速効性に欠けるため、花粉の飛散時期が始まる半月くらい前からの早めの服用で最盛期の症状が緩和されます。

毎年症状がある方は、つい話題の感染症に気を取られて忘れてしまいそうになりますが、早めに医療機関を受診され、治療薬をご相談いただければと思います。

ちなみに花粉症といえば春のスギ花粉症が有名ですが、他にもスギの時期の後にヒノキ、秋頃まではイネ科、秋はブタクサなど通年あることもお忘れなきよう（花が咲いていない季節がないということは、なんらかの花粉症はずっとあるということです）。

奈良県医師会

こんにちはは保健師です

■今回のテーマ

マダニと重症熱性血小板減少症候群



春から夏にかけてマダニの活動が活発になり、マダニによる感染症の発生が多くなります。

平成23年にマダニを介して、感染する重症熱性血小板減少症候群（SF-TS）という感染症の存在が発表され、国内では、平成25年1月以降に報告された患者は740名、2016年は、西日本を中心とした21府県から届出されています。近いところでは、兵庫県・滋賀県、三重県・和歌山県でも患者が発生しています。

症状としては、マダニに噛まれてから6日から2週間程度の潜伏期間を経て、原因不明の発熱・食欲低下やおう吐・下痢・腹痛などの消化器症状が中心です。重症になると死亡することもあります。マダニは、家庭内に生息するダニとは全く種類

が異なります。また、植物の害虫であるハダニ類とも異なります。マダニ類は、固い外皮に覆われた比較的大型のダニで、主に森林や草地など、シカやイノシシ、野ウサギなどの野生動物が出没する環境に多く生息しています。（写真1）



予防のポイント

重症熱性血小板減少症候群にかからないためには、マダニにかまれないことが重要です。

草むらや藪など、マダニが多く生息する場所に入る場合には、長袖・長ズボン（シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中に入れる、または登山用スパッツを着用する）、足を完全に覆う靴（サンダル等は避ける）、帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等、肌の露出を少なくすることが大事です。服は、明るい色のもの（マダニを目視で確認しやすい）や化学繊維素材のもの（マダニがつきにくい）がおすすめです。

屋外活動後は上着や作業着は家の中に持ちこまないようにし、シャワーや入浴で、マダニに刺されていないか確認して下さい。特に、わきの下、足の付け根、手首、膝の裏、胸の下、頭部（髪の毛の中）

などがポイントです。現在のところ重症熱性血小板減少症候群ウイルスに対して有効なワクチンはありません。



もし、マダニに噛まれたら・・・

マダニ類の多くは、ヒトや動物に取り付くと、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、長時間（数日から、長いものは10日間以上）吸血しますが、咬まれたことに気がつかない場合も多いと言われています。吸血中のマダニに気が付いた際、無理に引き抜こうとするとマダニの一部が皮膚内に残って化膿したり、マダニの

体液を逆流させてしまったりする恐れがあるので、医療機関（皮膚科）で処置（マダニの除去、洗浄など）をしてもらってください。また、マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けて下さい。



てんいち先生



税・保険料の納期限

【5月1日】

- ・軽自動車税 第1期
- ・介護保険料 第1期

納期限までに納めましょう。
 便利な口座振替もご利用ください。

村のようす

世帯数	291 (±0)
人口	454 (±0)
男性	237 (±0)
女性	217 (±0)
面積	274.22km ²

令和5年3月1日現在

「遺言の日」記念 無料法律相談

【日時】

4月14日(金)
 午前10時～12時・午後1時～3時

【場所】

奈良弁護士会(奈良市中筋町22番地の1)
 相談時間 1人30分間 先着16名

【相談内容】

相続遺言に関することに限ります。

【予約受付】

4月3日(月)～4月12日(水)まで。
 電話予約(奈良弁護士会 0742-22-2035)で先着順
 受付時間 平日午前9時30分～午後5時

【その他】

新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、
 中止または変更する可能性があります。

「憲法週間」記念 無料法律相談

【日時】

5月10日(水)
 午前9時30分～12時・午後1時～3時30分

【場所】 (次の2ヶ所で実施します)

奈良弁護士会(奈良市中筋町22番地の1)
 相談時間 1人30分間 先着20名

経済会館(大和高田市大中106-2)
 相談時間 1人30分間 先着10名
 (うち3分間を換気の時間とする場合があります。)

【予約受付】

4月3日(月)～4月28日(金)まで。
 電話予約(奈良弁護士会 0742-22-2035)で先着順
 受付時間 平日午前9時～午後5時